

公示送達書

下記の者については、住所等が不明であり下記の書類が送達できないため、塩谷町長がこれを保管しておりますので、受領権限を有する者についてはいつでも交付しますので、来所のうえ受領ください。

なお、地方税法第20条の2の規定により、公示をした日より7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 6年 9月20日

栃木県塩谷郡塩谷町長 見形 和久

令和6年度固定資産税第1期第2期督促状

送達を受けるべき者の住所、氏名及び書類の名称

栃木県宇都宮市五代1丁目17番21号

富川 ナカ

千葉県君津市三直1321番地5

相続人代表 長谷川且浩

栃木県鹿沼市口栗野9番地35

長谷川 光二

栃木県塩谷郡塩谷町大字泉218番地

船越 政實